

報告第 8 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 5 月 30 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、区営住宅使用料支払請求事件に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

平成28年5月9日

足立区長 近藤 弥生

区営住宅使用料支払請求事件に係る訴えの提起について

次のとおり、区営住宅使用料の徴収に係る債務者に対し訴えの提起を行う。

記

1 相手方

債務者 足立区江北在住者

連帯保証人 足立区鹿浜在住者

2 訴えの要旨

足立区は、区営住宅の使用料を滞納した相手方に対し、次のとおり請求する。

(1) 未払い使用料 1 , 0 3 1 , 5 0 0 円の支払

(2) 訴訟費用の支払

3 訴訟遂行の方針

弁護士に訴訟を委任し、訴訟を遂行する。